

令和 8 年 6 月市議会定例会

令和 8 年 6 月 8 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	……P3
議案第 1 号	令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について	……P5
議案第 2 号	橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について	……P11
議案第 3 号	橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	……P13
議案第 4 号	橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	……P16
議案第 5 号	物品購入契約の締結について	……P18
議案第 6 号	物品購入契約の締結について	……P19
議案第 7 号	物品購入契約の締結について	……P20

承認第1号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年6月8日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により市長において専決処分する。

令和8年5月8日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	734,820 円
事故の概要	令和8年2月19日午後1時20分頃、介護認定調査で訪問するため、保健福祉センター西側道路(橋本市市脇5-1-24付近)を南下し24号線に右折する際、手前の東向きのタクシーが停車したタイミングで右折したところ、東方面から走行してきた車両と衝突し、その反動で、反対車線に停車していた相手方車両の右前方に公用車の右前方が衝突し、もって相手方に損害を与えた。

議案第 1 号

令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和 8 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 8 年度 橋本市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度橋本市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 554,707 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,175,794 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項
13 分担金及び負担金	
	1 分担金
14 使用料及び手数料	
	1 使用料
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	2 県補助金
18 寄附金	
	1 寄附金
19 繰入金	
	2 基金繰入金
21 諸収入	
	5 雑収入
22 市債	
	1 市債
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
135,168	375	135,543
3,837	375	4,212
392,787	372	393,159
283,643	372	284,015
4,817,607	19,574	4,837,181
1,872,301	19,574	1,891,875
2,592,851	8,097	2,600,948
905,002	8,097	913,099
574,932	500	575,432
574,932	500	575,432
3,103,233	341,287	3,444,520
3,075,426	341,287	3,416,713
288,419	116,502	404,921
209,421	116,502	325,923
1,441,800	68,000	1,509,800
1,441,800	68,000	1,509,800
31,621,087	554,707	32,175,794

歳出

(単位：千円)

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	3 徴税費
	4 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	1 保健衛生費
	2 清掃費
5 労働費	1 労働諸費
6 農林水産業費	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	2 道路橋梁費
	3 河川費
	4 都市計画費
	5 住宅費
10 教育費	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 幼稚園費
	5 社会教育費
	6 保健体育費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
3,627,647	240,386	3,868,033
3,053,744	242,342	3,296,086
310,506	180	310,686
147,613	2,136	145,477
13,019,599	10,627	13,030,226
6,972,906	9,017	6,981,923
5,356,327	906	5,357,233
690,364	704	691,068
3,273,433	118,247	3,391,680
822,553	1,543	824,096
1,258,728	116,704	1,375,432
318	37	355
318	37	355
1,078,694	25,054	1,103,748
992,710	23,732	1,016,442
85,984	1,322	87,306
920,480	1,527	922,007
920,480	1,527	922,007
2,347,785	62,578	2,410,363
865,552	42,053	907,605
16,260	750	17,010
1,056,362	15,000	1,071,362
382,600	4,775	387,375
2,848,071	96,251	2,944,322
660,884	4,698	656,186
289,230	57,553	346,783
158,415	9,596	168,011
29,396	15,488	44,884
903,480	10,802	914,282
806,666	7,510	814,176
31,621,087	554,707	32,175,794

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小中学校プリンタ借上	令和 9年度から令和13年度まで	68,807
行政用プリンタ借上	令和 9年度から令和13年度まで	20,058

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独事業	千円 11,200	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
緊急自然災害防止対策事業	11,300			

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 3,900	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	571,100			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 28,000	証書借入又は証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
592,500			

議案第 2 号

橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について

橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市橋本環境管理センター環境整備基金条例

(設置)

第1条 橋本環境管理センター環境整備及びこれに関連する事業の実施に必要な財源に充てるため、橋本市橋本環境管理センター環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的に応じ財政上必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民(<u>漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。</u>)が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、第14条の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。)</u>(以下これらを「個人番号カード等」という。)を所持する者から登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、登録証の交付を行わないことができる。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人</p>	<p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市長は、第14条の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>)を所持する者から登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、登録証の交付を行わないことができる。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人</p>

番号カード等の交付を受けた登録者が、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に住民基本台帳用暗証番号を自ら入力して申請を行う場合は、登録証の添付を要しない。

2・3 略

(印鑑登録証明書の自動交付)

第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード等
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号口に規定する移動端末設備をいう。)

番号カードの交付を受けた登録者が、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に住民基本台帳用暗証番号を自ら入力して申請を行う場合は、登録証の添付を要しない。

2・3 略

(印鑑登録証明書の自動交付)

第16条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例(平成 30 年橋本市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 若者世帯 第 7 条第 1 項の申込日時時点で 39 歳以下である者を含む世帯をいう。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 2 条第 3 号から<u>第 10 号</u>までのいずれかに該当する世帯であること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 若者世帯の場合、入居後 5 年以上継続して橋本市に定住する意思があること。</u></p> <p>(敷金)</p> <p>第 14 条 市長は、入居者から入居時における家賃の <u>2 月分</u>に相当する金額の敷金を徴収するものとする。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 2 条第 3 号から<u>第 9 号</u>までのいずれかに該当する世帯であること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第 14 条 市長は、入居者から入居時における家賃の <u>3 月分</u>に相当する金額の敷金を徴収するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

物品購入契約の締結について

消防ポンプ自動車(消防本部)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 契約の目的
物品の名称 消防ポンプ自動車
数 量 1 台
- 2 契約の方法
指名競争入札
- 3 契約金額
65,780,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方
所在地 橋本市北馬場 144-5
名称 有限会社 橋本オートイシイ
代表者 取締役 石井 正造

議案第 6 号

物品購入契約の締結について

消防ポンプ自動車(大野)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 契約の目的
物品の名称 消防ポンプ自動車
数 量 1 台
- 2 契約の方法
指名競争入札
- 3 契約金額
26,400,000 円(税込み)
- 4 契約の相手方
所在地 橋本市高野口町名古屋 43-1
名称 有限会社 北浦自動車整備
代表者 代表取締役 北浦 貴嗣

議案第 7 号

物品購入契約の締結について

橋本市指定ごみ袋購入(可燃(大)、リサイクル、埋立)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 契約の目的

物品の名称 ①橋本市可燃ごみ専用指定袋(大)
②橋本市リサイクルごみ専用指定袋
③橋本市埋立ごみ専用指定袋
数 量 ①600,000 枚②500,000 枚③15,000 枚

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

16,876,200 円(税込み)

4 契約の相手方

所在地 岐阜県大垣市荒尾町 674
名称 丸硝 株式会社
代表者 代表取締役 堤 俊彦